

刈谷市社会福祉協議会と刈谷市福祉事業団の合併計画について

福祉健康部障害福祉課

1. 組織の現状

刈谷市社会福祉協議会は、昭和26年に発足し、昭和43年12月に社会福祉法人として法人化、以来、住民の主体的な福祉活動の推進を基本として、現在40を超える事業の展開をしています。

刈谷市福祉事業団は、平成8年4月に刈谷市が設立した社会福祉施設の効果的な事業運営を行うことを目的に社会福祉法人として設立され、社会福祉協議会と役割分担し、福祉サービスの整備を図ってきました。現在11施設、16事業の運営を行っています。

職員数 平成20年4月1日現在

	市派遣職員	正規職員	再雇用職員	嘱託職員	臨時職員	合計
社会福祉協議会	8人	7人	3人	10人	59人	87人
福祉事業団	31人	18人	4人	—	95人	148人
合計	39人	25人	7人	10人	154人	235人

2. 背景

ふたつの社会福祉法人が設立されて以来、福祉を取り巻く環境も大きな変遷があり、国は社会福祉基礎構造改革の推進のため、福祉サービスの提供のあり方や市町村の役割などの変革を求めるようになりました。そして、平成12年に社会福祉法の改正を行い、社会福祉協議会の役割が「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と法的に明確化され、その機能の強化の必要性も示されてきました。

福祉事業団においても、その特性を生かすと共に、さらに民間との競争力を高め、組織を強化することが求められてきています。

そのような中、福祉事業を展開する上で、ふたつの社会福祉法人の統合再編についても論議されるようになってきました。

3. 合併の時期

平成22年4月1日

4. 合併の方式

社会福祉法人「刈谷市福祉事業団」を社会福祉法人「刈谷市社会福祉協議会」に吸収合併をします。

5. 合併の目的と効果

- (1) これまで、刈谷市社会福祉協議会が担ってきた在宅福祉サービスと福祉事業団が担ってきた施設福祉サービスを包括的に運営することにより、在宅から施設までのサービスを一体的に提供でき、市民に分かりやすいサービス体制となります。
- (2) 組織の体力強化を図り、地域福祉の推進部門を強化します。将来的には、地域福祉活動の拠点づくり、地域ボランティアの充実を図り、地区社会福祉協議会の設置を目指します。
- (3) 組織全体の職員の人事異動や職員の能力に応じた適材適所の配置の範囲が広がり、職員意識の高揚、自己啓発の活性化については、サービスの質の向上を図ります。
- (4) 組織体制の再構築により、管理部門の一体化、事務の効率化、コスト削減を図ります。